

## 「DPC/PDPS（包括評価）」について

●当院は、平成30年4月1日から厚生労働省より認可を受け、DPC対象病院となりました。

DPC対象病院になると、入院した患者様それぞれの病名や診療内容に該当するDPC（診断群分類）が決定されます。

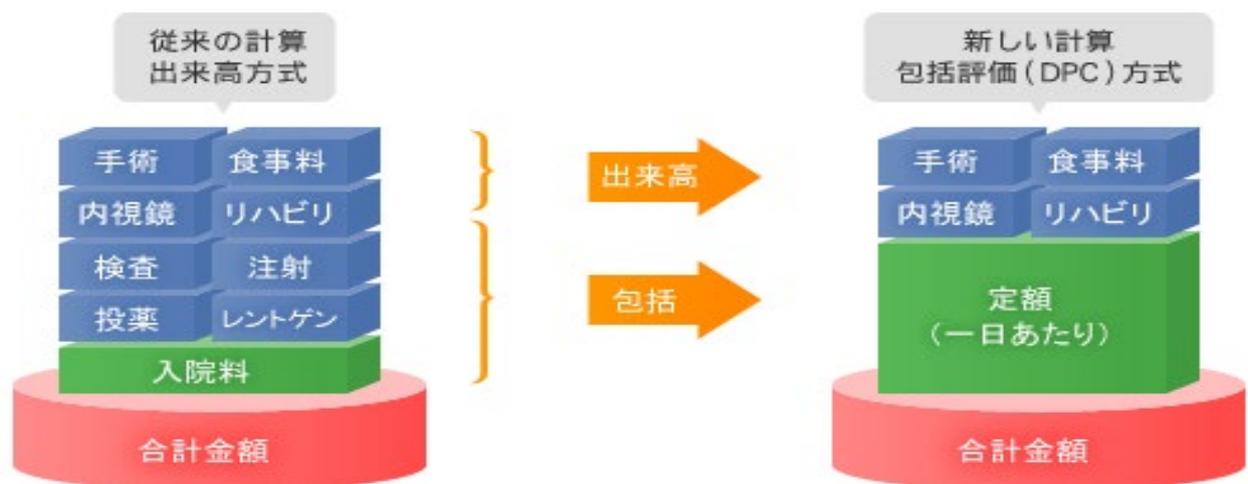
●入院医療費の計算方式が変わります。

DPC対象病院になると、入院医療費の計算方式が「出来高」方式から、「DPC/PDPS（包括評価）」方式に移行します。従来の入院医療費の計算方法は、診療で行った検査や注射、手術などのそれぞれ決められた点数を計算して診療費を算出する「出来高」方式でしたが、入院医療費の計算方式が「DPC/PDPS（包括評価）」方式に変わりました。

入院医療費の計算方式は変わりますが、一部負担金（自己負担金）の支払方法等につきましては基本的に今までと変更はありません。

※DPC（診断群分類別包括評価支払制度）とは

Diagnosis Procedure Combinationの略で、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者様の病名とその症状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当りの医療費が定額となる包括評価部分（投薬、注射、処置、入院料）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料）からなる新しい計算方式です。



[DPC対象外の患者様は出来高払いとなります。]

- ①労災、公務災害の適用患者様
- ②自費の患者様
- ③包括払いとなる病名に該当しない患者様
- ④障害者病棟・地域包括ケア病棟に入院している患者様

平成30年4月1日 作成